

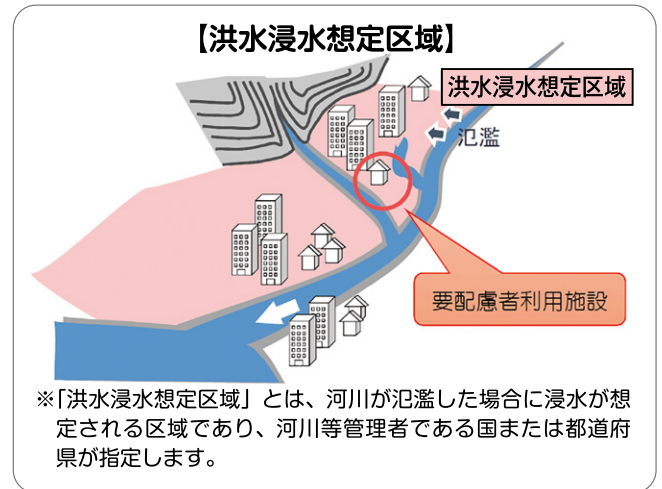
要配慮者利用施設における 避難確保計画作成の手引き



近年、全国各地で自然災害が多発しており、要配慮者利用施設での逃げ遅れによる犠牲者の発生が頻発していることを受け、平成 29 年 6 月に水防法が改正されました。

これにより、「さいたま市地域防災計画」に位置づけられた洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、避難確保計画作成することが義務化されました。

施設利用者や子どもたちの水害に対する安全・安心の確保に向けて、計画作成にお役立てください。



出典：国土交通省

●避難確保計画とは

水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な、以下の事項を定めた計画です。

- ▶防災体制 ▶避難誘導 ▶施設の整備 ▶防災教育及び訓練の実施
- ▶そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

避難確保計画を実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要です。

【避難確保計画作成の流れ】 以下のステップに沿って作成をしてください。

STEP 1 河川が氾濫した場合の施設の浸水深等を確認。

STEP 2 浸水深等の状況を踏まえ、施設ごとに「避難確保計画」を作成。

STEP 3 毎年「訓練」を実施し、定期的に「避難確保計画」の見直しを行う。



洪水発生時の円滑かつ迅速な避難の実現

次ページより、「STEP」ごとに具体的な内容について説明します。

STEP 1

河川が氾濫した場合の施設の浸水深等を確認。

浸水深、浸水継続時間の調べ方

■防災まちづくり情報マップ（さいたま市ホームページ さいたま市地図情報内）

「さいたま市地図情報」内にあります「防災まちづくり情報マップ」を活用することで、「浸水継続時間」や「洪水浸水想定区域」等の洪水ハザードマップで示す災害リスク情報を確認できます。

●さいたま市地図情報（さいたま市HP）

トップページ > 事業者向けの情報 > まちづくり・交通・建設 > さいたま市地図情報

地図上をクリックすると、その場所の浸水深等が分かります。



P.4 記載のさいたま市ホームページからダウンロードできる「避難確保計画作成様式」の【様式1】に、本サイトで調べた内容を記載します。

洪水浸水想定区域	荒川・入間川	3.0~5.0m
	利根川・江戸川	0
	芝川・笹目川など	0
	綾瀬川・元荒川・新方川など	0
	鴨川・鴻沼川・新河岸川など	0.5~3.0m
土砂災害警戒区域	区域外	

【記入例】さいたま市避難確保計画様式 様式 1

氾濫水の到達時間の調べ方

氾濫水の到達時間（浸水シミュレーション）

堤防の決壊から、何分・何時間で自分の施設が浸水するか確認し、浸水が始まるまでに避難できるように備えをしておくことが重要です。

●(国土交通省) 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）

<https://suiboumap.gsi.go.jp/>



(国土交通省) 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）より抜粋

STEP 2 浸水深等の状況を踏まえ、施設ごとに「避難確保計画」を作成。

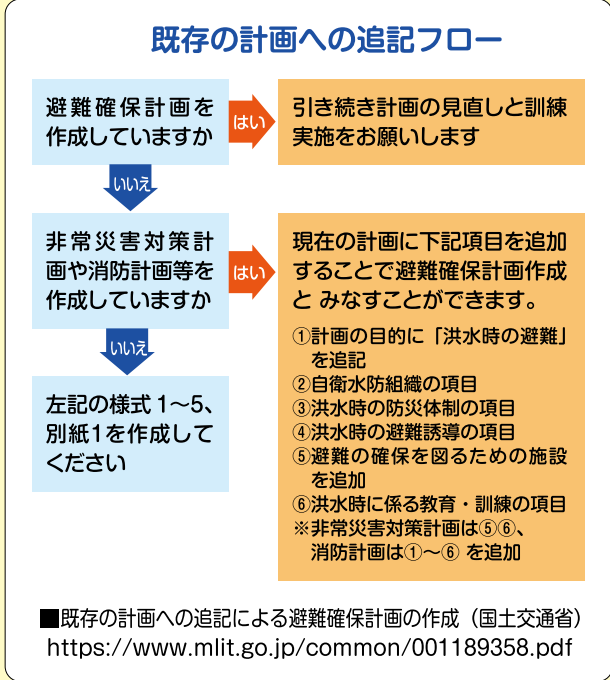
避難確保計画の構成

STEP1 で浸水深等が確認できたら、避難確保計画を作成しましょう。計画に記載すべき事項としては以下の【表1】のような項目があります。また、すでに非常災害対策計画や消防計画等の計画を作成している施設については、既存の計画へ追記する方法で避難確保計画の作成をすることもできます。

項目	様式等	
計画の目的	様式 1	
計画の報告	様式 1	
計画の適用範囲	様式 1	
防災体制	様式 2	
情報収集・伝達	様式 3	
避難誘導	様式 4	
避難確保を図るための施設の整備	様式 5	
防災教育及び訓練の実施	様式 5	
自衛水防組織の業務に関する事項	様式 6	
防災教育及び訓練の年間計画	様式 7	さいたま市への提出は不要
利用者緊急連絡先一覧表	様式 8	
緊急連絡網	様式 9	
外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式 10	
対応別避難誘導一覧表	様式 11	
防災体制一覧表	様式 12	
施設周辺の避難地図	別紙 1	

【表 1 避難確保計画に記載すべき事項】

- ※この様式で作成した計画は、避難確保計画で作成すべき最低限の内容です。避難確保計画の実効性を高めるために、施設職員の緊急連絡網や外部への連絡先等についても整理しましょう。
- ※様式1～様式5、別紙1は、さいたま市へ提出するものです。様式7以降は個人情報等も含まため、作成後は各施設で保管してください。
- ※様式6は「自衛水防組織」を組織している場合に作成するものです。

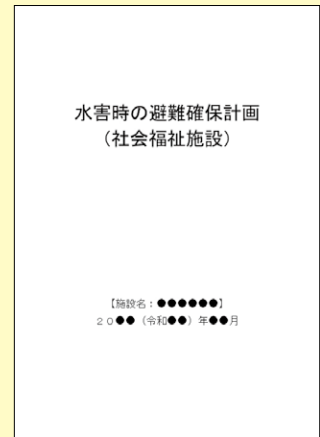


計画作成に便利な様式を活用してください。

要配慮者利用施設における避難確保計画

さいたま市では、要配慮者利用施設の所有者または管理者（計画作成担当者）の負担軽減、また計画の統一性を図るべく、「要配慮者利用施設における避難確保計画」の様式を作成しました。

- 次ページ記載のWEBページにて、各種様式のダウンロードや、避難確保計画作成後の提出先を確認できます。



作成した「避難確保計画」をさいたま市へ提出しましょう。

作成した避難確保計画は、「計画作成報告書」及び「チェックリスト」と併せて、さいたま市の各担当課へ提出してください。

提出方法は【窓口・郵送・FAX・メール】のいずれかになります。

STEP 3 毎年「訓練」を実施し、定期的に「避難確保計画」の見直しを行う。

訓練の実施について

作成した避難確保計画を、より実践的なものとするために、毎年訓練を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いましょ。施設職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも参加いただくなど、多くの方々参加することで、より実効性が高まります。

訓練を実施したら、さいたま市へ「訓練実施報告書」を提出してください（避難確保計画の作成とともに、避難訓練の実施も義務となります）。

以下では他市町村での避難訓練の事例を紹介します。

【他市町村の施設避難訓練（一例）】

- ・施設から避難場所までの避難行動
- ・経路の確認
- ・要支援者の対応方法
- ・移動経路上の不具合確認
- ・雨天時の避難経路の状況をイメージ
- ・路上での車いす、リヤカー運行訓練
- ・車両での避難（職員による避難付き添い）
- ・エレベーター停止を想定した利用者の避難誘導訓練
- ・土のうの作成・積み方訓練
- ・子ども向けにイラストによる避難の説明…など

【参加者の感想（一例）】

- ・道路や歩道のポールが邪魔をしてリヤカーが通りにくかった。
- ・車いすに乗った時、少しの段差でも怖く感じた。
- ・歩道の傾斜がきつい。
- ・雨が降った時に坂をうまく歩けるか不安。
- ・マンホールの注意点、初耳でした。（冠水時にはマンホールのふたが外れ、転落する危険性もあります）

出典：国土交通省

ポイントを絞った「ピンポイント避難訓練」も有効です。

- 情報伝達訓練
- 避難誘導訓練
- 避難経路確認



出典：国土交通省

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携し取り組むことが重要です。

市WEBページ
リンク

●水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成について（さいたま市 HP）

トップページ >暮らし・手続き >安全・防災・消防 > 防災 > 災害に備える > 災害に備える > 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

避難確保計画作成の際に必要な様式や、各種参考となるWEBページをまとめて掲載しています。

問い合わせ

さいたま市 総務局 危機管理部 防災課 防災企画係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

TEL：048-829-1126 FAX：048-829-1978 メール：bosaika@city.saitama.lg.jp